

埼玉県労働委員会訓令第1号

訓 令

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県労働委員会会長 青 木 孝 明

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程

(趣旨)

第一条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関する事務のうち、実施機関としての労働委員会の権限に属する事務の処理については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 専決 事案について、常時、労働委員会に代わって最終的に意思を決定することをいう。
- 二 代決 事案について、専決することができる者が不在の場合に、臨時に、これらの者に代わって最終的に労働委員会の意思を決定することをいう。

(労働委員会総会の議決事項)

第三条 次条に規定する事務局長の専決できる事項及び第五条に規定する主務課長の専決できる事項以外の事項は、労働委員会の総会に付議し、その議決したところにより、処理するものとする。

(事務局長の専決事項)

第四条 事務局長の専決できる事項は、別表第一に掲げるとおりとする。

(主務課長の専決事項)

第五条 主務課長の専決できる事項は、別表第二に掲げるとおりとする。

(準用)

第六条 埼玉県労働委員会の公文書開示事務の処理に関する規程（平成六年埼玉県地方労働委員会訓令第1号）第八条から第十条までの規定は、専決の報告、代決及び代決の報告について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
(埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の廃止)
- 2 埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程(平成六年埼玉県地方労働委員会訓令第二号)は、廃止する。

別表第一(第四条関係)

事務局長専決事項

- 1 法第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置(法第七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務(2)において「埼玉県労働委員会が処理する事務」という。)に関するものに限る。)を講ずること。
- 2 法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあっせんその他必要な措置(埼玉労働委員会が処理する事務に関するものに限る。)を講ずること。
- 3 法第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。
- 4 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。
- 5 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。
- 6 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 7 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。
- 8 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。
- 9 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。
- 10 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 11 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。
- 12 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 13 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
- 14 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 15 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 16 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。
- 17 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 18 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知すること。

- 19 法第八十六条第三項（法第一百七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 20 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 21 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 22 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 23 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 24 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 25 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 26 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 27 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 28 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めるところ。
- 29 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 30 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 31 法第一百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 32 法第一百三条の規定に基づき、通知すること。
- 33 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 34 法第九十九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 35 法第一百十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 36 法第一百四十一条（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。
- 37 法第一百四十二条第二項（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 38 法第一百四十三条第三項（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

39	法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
40	法第百十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。
41	法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。
42	法第百二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
43	法第百二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。
44	法第百二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
45	法第百二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。
46	法第百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
47	条例第五条第一項又は第三項の規定に基づき、通知すること。

別表第二（第五条関係）

主務課長専決事項	
1	法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
2	法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、意見書を受理すること。
3	法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
4	法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
5	法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。